

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- 納税について誠実な意思。 ▪ 納期限から6か月以内に申請がある。
- 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

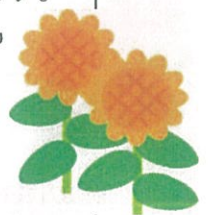
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

○ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条



猶予の申請方法は裏面へ

令和2年5月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

電話番号はこちら

【受付時間】 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝除く。)

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
(注) 法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
(注) 現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、
国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省 : https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省 : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

(参考) 国税・地方税・社会保険料に関する措置の掲載場所

○国税に関する措置 (国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ>新型コロナウイルス感染症に関する対応等について>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

○地方税に関する措置 (総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

トップページ>新型コロナウイルス感染症対策関連>地方行財政>地方税

○社会保険料に関する措置 (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ>社会保険料の猶予等について